

令和8年度 多摩市移動支援事業の見直し（通学利用等）について

1 見直し内容

移動支援事業の利用範囲について、これまで通年かつ長期にわたる外出にあたるとして通学利用を対象外としてきましたが、新たに(1)通学等利用の一部が可能となり、(2)一部対象者の利用時間の上限が引き上げられます。

(1) 通学等利用の一部が可能となります。

通学利用を認める範囲は以下のア、イの両方に該当するときです。

ア 単独で通学すること及び保護者等が就労、障害、病気等から通学に付き添うことが困難

イ 本人の通学区域外へ設置されている特別支援学級（市立小学校・中学校）へ通う方

※ 通常学級、特別支援教室、通級指導教室、特別支援学校及び通学区域内の特別支援学級へ通う方は対象外です。

(2) 一部対象者の利用時間の上限が引き上げられます。

・ 小学校1年生以上4年生以下の者 5時間 → 10時間

※ 通学利用をしない方も含め、一律で引き上げます。

2 通所、通勤等利用について

通年かつ長期にわたる外出にあたるとして、引き続き対象外です。ただし、通学利用を認められた方（通学区域外へ設置されている特別支援学級へ通う方）については、学童への送迎に移動支援を利用することができる場合があります。

3 通学利用の手続きについて

(1) 新しく移動支援を利用したい方

○ 障害福祉課へご相談ください。移動支援事業及び通学利用のご利用に関わる確認等を行います。

(2) 既に移動支援を利用しており、追加で通学利用をしたい方

○ 障害福祉課へご相談ください。通学利用のご利用に関わる確認等を行います。

(3) 更新申請を行う方

○ 移動支援事業の有効期限は、毎年3月31日までとなっています。引き続き通学利用をご希望される場合は、更新申請書に現在の状況（「特別支援学級名」等）をご申告いただきます。

(4) 年度途中で通学利用の条件に該当しなくなった場合

（申告した特別支援学級から転学となった場合等）

○ 通学利用ができなくなります。必ず障害福祉課へご連絡し、お手続きを行ってください。

(5) 通学利用が認められた場合

○ 通学利用決定後に送付する承認通知書、または利用者証へ「通学利用可」の押印がされます。こちらを利用する移動支援事業者へご提示ください。

4 1か月に利用できる時間数

- ・ 18歳以上（高校生は除く） : 50時間／月以内
- ・ 高校生（年齢に関係なし） : 20時間／月以内
- ・ 中学生・小学生 : 10時間／月以内

5 移動支援事業所について

通学利用を行うにあたって、既に移動支援事業をご利用されている方は、まずは普段ご利用されている事業所にご相談いただくことをおすすめします。また、各事業所へ直接お問い合わせいただくほか、市へご相談いただくことも可能です。なお、事業所の状況によっては、実際にご利用いただけないこともあります。

6 お問い合わせ先

通学利用をご希望するとき、ご不明な点がございましたら、多摩市障害福祉課までお問合せください。

多摩市役所健康福祉部障害福祉課相談支援担当

TEL 338-6847 Fax 371-1200